渥美-5 汐川水質改善行動計画の実施

機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化	辺 取組活性化		
小区分	その他			
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり			
対象区分	ハード ソフト 登録年度 平成 19 年度			
実施主体	田原市 一覧表番号 164			
取組の内容	 取組の目的、背景及び必要性「たはらエコ・ガーデンシティ推進計画」で課題としてあげられている「汐川、三河湾の水質?を改善するため、平成18年3月に策定した行動計画に基づき対策を講ずる。 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など・実施内容 汚濁排出実態の調査・研究、特定汚染源対策の実施、非特定汚染源対策の実施 汐川を重点的に施策を実施する河川と定めて対策を実施 取組の連携・協働市民、事業者、学識者、行政 関連する計画及び根拠となる法律 たはらエコ・ガーデンシティ推進計画、田原市環境保全計画 			
指標とする項目	環境基準達成月数率 指標の説明 一			

渥美-7 三河湾浄化フェアの開催

機能区分	きれいな水 豊	豊かな水	多様な生	生態系 ふ	れあう水辺	取組活性化
小区分	啓発					
テーマ区分	森づくり	郷づくり		まちづく	b JII	・里海づくり
対象区分	ハード	ソフト		登録年度	平成 19 年度	Ę
実施主体	豊橋市			一覧表番号	172	
取組の内容	 実施場所 豊川周辺の 実施時期 毎年9月の 取組の連携・協働 530 運動環境協議会 料連する計画及び根拠 豊橋市廃棄物総合計画 	環として、市民 時期、実施場所 環境フェスタ 則定、パネル展 争化資材等の配え (豊橋市役所周辺 中旬~下旬頃	fなど 示、 布 !)	したイベント	を通じ、水環	境改善へ向けた意識
指標とする項目	延べ参加人数	指標の	説明	•	_	`

水循環基本計画と今後の動向

- 1. 水循環基本法(H26. 4公布、H26. 7施行)
 - ○要点
 - (1)水循環に関する施策を推進するため、水循環政策本部を設置
 - (2)水循環施策の実施にあたり5つの基本理念を明確化
 - (3)国、地方公共団体、事業者、国民といった水循環関係者の責務を明確化 (水循環の重要性、水の公共性、健全な水循環への配慮、流域の総合的管理、 水循環に関する国際的強調)
 - (4)水循環基本計画の策定
 - (5)水循環施策推進のための基本的施策を明確化

2. 水循環政策本部(H26.7 設置)

水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、水循環基本法に基づき内閣に設置

【構成員】

本部長: 内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官及び水循環政策担当大臣(国土交通大臣)

本部員:本部長、副本部長以外の全ての国務大臣

3. 水循環基本計画

- ○策定に向けたこれまでの流れ
 - ・平成26年7月1日 水循環基本法の施行

水循環政策本部設置及び本部事務局の設置

・平成27年7月10日 閣議(水循環基本計画の決定)

○要点

- (1)流域単位で流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定する。
- (2)森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、行政、事業者、団体、住民等が それぞれ連携して活動する流域マネジメントを行い、流域の適切な保全や管理、施設 整備、活動等を、地域の実情に応じ実施し、流域の総合的かつ一体的な管理を行う。

4. 今後の動向

- ○水循環政策本部の今後の展開
 - ・内閣官房水循環政策本部事務局の総合調整の下、国は地方公共団体とともに、流域水 循環協議会の設置・運営、情報共有を行う。本部事務局は、基本計画策定に係る調査・ 技術面等での支援を行う。
 - ・ 先行的にいくつかの流域で流域水循環協議会を立ち上げ、流域水循環計画を作成する。 それらを受け、全国で水平展開する。
 - ・流域マネジメントを推進するために、既に各地域で作成された水循環に関する計画等 との位置づけを明確にするためのスキームの構築。
 - ・先進的な流域マネジメントを実施している団体の活動を支援すると共に、他の流域にとっての参考となる取組事例の収集、分析、整理を行う、モデル調査(3団体)を実施。
 - ・流域水循環計画の第一弾として17計画を認定。

5.参考

- 水循環基本計画
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/kihon_keikaku.html
- 水循環政策本部
 - http://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/

水循環基本法の概要

目的(第1条)

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経 済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

1. 水循環

定義(第2条)

- →水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
- 2. 健全な水循環
 - →人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環

基本理念(第3条)

1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしてい ることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこと

2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行わ れるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこと

3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮され なければならないこと

4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に 係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと

|5. 水循環に関する国際的協調|

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調 の下に行われなければならないこと

〇国・地方公共団体等の責務(第4条~第7条) 〇関係者相互の連携及び協力(第8条)

〇施策の基本方針 (第9条)

〇水の日(8月1日) (第10条)

 ○法制上の措置等 (第11条)
 ○年次報告 (第12条)

水循環基本計画 (第13条)

基本的施策 (第14条~第21条)

- 1 貯留 涵養機能の維持及び向上
- 2. 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 3 流域連携の推進等
- 4. 健全な水循環に関する教育の推進等
- 5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための 措置
- 6. 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 7. 科学技術の振興
- 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環政策本部 (第22条~第30条)

〇水循環に関する施策を集中的かつ総合的に

推進するため、内閣に**水循環政策本部**を設置

・水循環基本計画案の策定

- 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案 並びに総合調整

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官 組

水循環政策担当大臣(国土交通大臣)

本部員 :全ての国務大臣

水循環基本計画の概要

総鄙

- 〇 水循環と我々の関わり
- 〇 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 流域における総合的かつ一体的な管理
- 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
 - 水の利用における健全な水循環の維持 4
- 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的 かつ計画的に講ずべき施策

- 流域連携の推進等 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み
- (1) 流域の範囲
- (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
- 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
- (4) 流域水循環計画
- (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
- (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- (4) 都市 (3) 職地 (1) 森林 (2) 河川等
 - 水の適正かつ有効な利用の促進等 ന
- (1) 安定した水供給・排水の確保等
- (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
- 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (9) 水循環と地球温暖化
- 健全な水循環に関する教育の推進等 4
- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための**措**置 Ŋ
- 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施 ဖ
 - (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査
 - 科学技術の振興
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 ω
- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開
- 水循環に関わる人材の育成 တ
- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

水循環に関する施策を総合的かつ計画的に 惟進するために必要な事項 第3部

- 水循環に関する施策の効果的な実施
 - 関係者の責務及び相互の連携・協力
 - 水循環に関して講じた施策の公表

平成28年度 水質環境基準の水域類型の見直し(予定)(愛知県)

1 水質環境基準の水域類型の指定及び見直しの経緯

河川の水質については、環境基本法 (平成5年法律第91号) 第 16 条第1項により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準 (水質環境基準)を定めるものとされています。

生活環境の保全に関する水質環境基準は、水域の利用目的に応じて6つの類型が設けられ、同法に基づき都道府県知事が水域の類型を指定(二以上の都道府県の区域にわたる木曽川等の水域は国が指定)することとされています。

これらの類型は、水域の利用目的や水質状況の変化に応じて、適宜、水域ごとに類型の見直しをすることとされています。

本県では、昭和 $45 \cdot 46$ 年度にかけて 37 水域が類型を指定され、その後、順次追加され、現在 49 水域が類型を指定されている (表1)。また、平成 7 年度から 16 年度にかけて、類型の見直しがされています。

表 1 河川における水域類型の指定の状況及び水質環境基準

類型区分	水域数	環境基準	類型区分	水域数	環境基準	(備考)
Δ Δ	4	1 /1 D. T.	C	1.4	5 /I DIT	表中の環境基
A A	4	1 mg/L 以下	С	1 4	5 mg/L 以下	準は生物化学
A	1 0	2 mg/L 以下	D	1 0	8 mg/L 以下	的酸素要求量
	1 0	2 11.8/ 2 5/ 1		1 0	0 1118/ 2 15/ 1	(BOD) ※の値
В	5	3 mg/L以下	E	6	10 mg/L以下	' ' '
_	_	5, - 5, 1	_	_	5, = 9, 1	である。

※BOD:河川の有機汚濁の代表的な指標。

2 平成28年度水域類型の見直し

平成7年度から 16 年度にかけて行った水域類型の見直し後、県内河川の水質はさらに改善され、現状より上位類型の水質環境基準を継続的に満足する水域が多くなってきました。

そこで県内河川を4ブロックに分け、過去5年又は10年の水質状況を踏まえた上で、人口動態・下水道普及率等による水質の将来水質予測(5年後、10年後)を行い、平成28年度から31年度にかけ、上位類型への見直しを進めることとしています(表2)。

表 2 水域類型の見直し予定

年度	28	29	30	31
	・庄内川等水域の一部(日光川、			· 庄内川等水域
水域名	新川下流、五条川下流)	• 矢作川水域	• 境川等水域	(H28 の水域を除く。)
	・豊川等水域			・その他の水域

3 平成28年度 水域類型の見直し(予定)

平成28年度は表3に掲げる9水域について見直しを行う予定です。

表3 平成28年度に水域類型を見直す水域の環境基準達成状況(将来予測)と見直し案

(BOD: 75%値)

i. lab		類	型	達成	期間	類型			環境	(基準)	達成状	況			
水域区分	水 域 名		見直		見直	指定年度							参考	将来	予測
L20		現行	し案	現行	元案	(見直し)		H22	H23	H24	H25	H26	H27	Н31	H36
	日光川	Е	D		1	S46	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
庄	(全域)	E			7	340	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
内川	#J J I I OIG		D		1	S46	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
等水	(新橋より下流)	Е	٦	<u> </u>	-1	540	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
水域	五条川下流	E	D	1	1	S46	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
収	(待合橋より下流)					010	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊川下流	В	A	1	1	S46	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	(下条上水道取水地点より下流)	Ъ	,,		'	010	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	豊川放水路	С	В	1	1	S46	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
豊	(全域)				<u> </u>	010	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
Ш	音羽川	С	В	1	1	S61	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
等水	(全域)	Ŭ				501	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
域	佐奈川	D	l c	1	1	S61	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	(全域)		Ľ			(H10)	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	汐川	E	l _D		1	S61	上位類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	(全域)				_ '	501	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0
	梅田川	С	c		1	S49	上位類型	×	×	0	×	0	×	×	×
	(全域)				-1	549	現行類型	0	0	0	0	0	0	0	0

備考:環境基準達成状況の上位類型の各年度の欄中、現行類型より1ランク上位の類型と比較して 達成している場合は「○」を、達成していない場合は「×」としています。

: 達成期間

水質環境基準の達成に必要な期間で、類型指定と合わせて次の3つが設定されています。

- 「イ」直ちに達成
- ・「ロ」 5年以内に可及的速やかに達成
- ・「ハ」5年を超える期間で可及的速やかに達成

く参考>

1 水質環境基準(河川)の類型

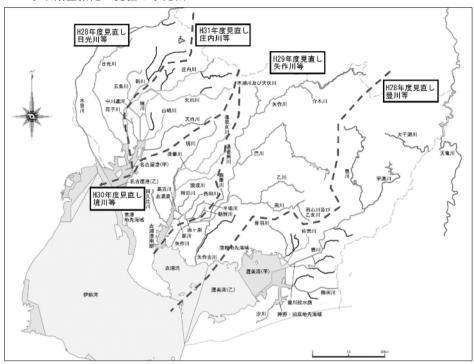
類型	BOD ※	利用目的の適応性
A A	1 mg/L以下	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	2 mg/L以下	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
В	3 mg/L以下	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
С	5 mg/L以下	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
D	8 mg/L以下	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
Е	10 mg/L以下	工業用水3級、環境保全

※河川の有機汚濁の代表的な指標

(注) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

環 境 保 全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2 水域類型指定の見直し予定図



第8次水質総量削減に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案) に対する意見募集について

愛知県では、水質汚濁防止法の規定に基づき、これまで7次にわたり総量削減計画及び総量 規制基準を定めて、伊勢湾(三河湾を含む。)の水質改善に取り組んできました。昨年9月に、 国が平成31年度を目標年度とした、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第 8次の総量削減基本方針を策定するとともに総量規制基準の範囲を定めたことから、本県で は、国の基本方針及び基準の範囲に基づいて、第8次の総量削減計画を策定し、総量規制基準 を設定するための検討を進めております。

このたび、それらの案がまとまりましたので、県民意見提出制度(パブリック・コメント制度)に基づき、下記のとおり、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成29年1月31日(火)から平成29年3月1日(水)(郵便は当日消印有効)まで

2 意見の提出方法

お住まいの市町村名、性別、年齢、職業を御記入のうえ、別添様式により、郵便、ファクシミリ又はEメールにより、下記問合せ先に提出してください。

※電話での御意見については、対応できませんので御了承ください。

3 総量削減計画案及び総量規制基準案の閲覧方法

愛知県ホームページ (http://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizu/8soryo-pcbosyu.html) から、 資料の閲覧 (ダウンロード) ができます。

また、水地盤環境課、県民相談・情報センター、各県民相談室及び新城設楽振興事務所広報コーナーにおいて閲覧ができます。

4 提出いただいた御意見への対応

- (1) 提出いただいた御意見は、総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定をする際の参考にさせていただきます。
- (2) 御意見に対して個別には回答はいたしませんが、いただいた御意見を取りまとめた概要等についてホームページに掲載する予定です。
- (3) 提出いただいた御意見は、個人情報を除いて公開する場合があります。

5 問合せ先

愛知県環境部水地盤環境課三河湾環境再生グループ

〒460-8501 (住所記入不要)

電話 052-954-6220 (ダイヤルイン)

FAX 052 - 961 - 4025

Eメール mizu@pref.aichi.lg.jp



愛知県環境部水地盤環境課三河湾環境再生グループあて

郵 送:〒460-8501(住所記入不要)

ファクシミリ: 052-961-4025 電子メール: mizu@pref. aichi. lg. jp

電子メール: mizu@pref.aichi. lg. jp 件 名:「総量削減計画(案)等に対する意見」としてください。

第8次水質総量削減に係る総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)に対する意見

お住まいの市町村名	年 齢	性別	職業
	歳	男・女	

<意見>	

総量削減制度の概要及び経緯

- 総量削減制度は、伊勢湾(三河湾を含む)、東京湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質汚濁防止法に基づき、すべての汚濁発生源 からの**汚濁負荷量の総量を、総合的・計画的に削減する**ことを目的とする制度である。
- 環境大臣は、削減の目標、目標年度、その他汚濁負荷量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定めることとされている。
- 都道府県知事は、国の基本方針に基づき、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る削減目標量、削減目標量の達成の方途等に係る総量削減 計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。また、都道府県知事は、総量削減計画に基づき、総量規制基準を設定することとされている。
- 本県は、昭和55年度から7次にわたり総量削減計画等を定めて汚濁負荷の削減に取り組んできた。しかし、今後も水環境改善を進める必要があるとして、国は、 昨年9月に、平成31年度を目標とする第8次総量削減基本方針を策定し、総量規制基準の範囲(上限と下限の値)を改正した。
- このため、昨年 11 月に、**県環境審議会に第8次の総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について諮問**し、同水質部会で審議してきた。

I 総量削減計画(案)の概要

1 削減の目標

- 目標年度:**平成31年度**
- 削減目標量

(単位・トン/日)

O 1315W	H W =				(+117 . 1	V / H /	
	СО	D	窒素含	有量	りん含有量		
	削減	26 年度	削減	26 年度	削減	26 年度	
	目標量	実績	目標量	実績	目標量	実績	
生活排水	40	43	26	27	2. 0	2. 1	
産業排水	25	27	13	13	1.1	1. 2	
その他	9	9	18	18	1.3	1.3	
合 計	74	79	57	F0	4. 4	4.6	
	(6.3%)		(1.7%)	58	(4.3%)	4. 6	

- ・「その他」は、畜産、水田や畑等の農地、山林等からの汚濁負荷量
- ・() 内は、26 年度実績に対する削減率



総量削減制度の対象地域等

- ・ 斜線部が対象となる伊勢湾の範囲
- 着色部が総量削減計画の対象地域
- ・愛知県、岐阜県、三重県が各県域を 対象とした総量削減計画を策定

2 削減目標量の達成のための方途

- 〇 生活排水処理施設の整備
- ・下水道の整備

処理人口5,504千人を目標として整備を推進する(26年度末の処理人口:5,195千人)。

・合併処理浄化槽の転換促進等

市町村による補助対象基数10,000基 (H27~31年度累計)を目標として整備を促進する。

・農業集落排水処理施設の整備

処理人口244千人を目標に整備を推進する(26年度末の処理人口:238千人)。

- 総量規制基準の設定
 - ・総量規制基準を適切に設定し、その遵守を徹底する。
- 〇 その他の汚濁発生源に係る対策
 - ・総量規制の対象とならない小規模の工場・事業場に対して、汚濁負荷量の削減を指導する。
 - ・肥料等の適正使用により農地からの汚濁負荷量の削減を図る。
 - ・家畜排泄物の適正な処理の推進、エネルギー利用の検討を進める。
- 〇 環境教育、啓発等
 - ・「愛知県環境学習等行動計画」に基づき、継続的・発展的な環境学習を推進する。 等

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- しゅんせつ・覆砂、干潟の保全·造成、窪地の埋戻し等を実施する。
- **港湾等において、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用**に努める。
- NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働の取組を推進する。
- 中小企業者等に対して、融資制度等により支援を行う。 等

Ⅱ 総量規制基準について

1 総量規制の仕組み

- 排水量 50m³/日以上の工場等が総量規制の対象となる。
- 規制項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量である。
- 畜産農業、製造業など業種ごとに排水の性状が異なる。 このため、国は、業種等を 215 に区分するとともに、排水の発生時期の 区分ごとに総量規制基準の範囲を定め、県はその範囲内で総量規制基準を 定めることとされている。
- 本県は、業種等を水量等によりさらに区分しており、排水の発生時期の区分とあわせ、第7次総量規制において、化学的酸素要求量については816、 窒素含有量は646、りん含有量は612の総量規制基準を定めている。
- なお、以下の式で計算される総量規制基準値が、工場等から排出される 汚濁負荷量の許容限度となる。
 - 総量規制基準値(kg/日) = 県の定める総量規制基準(mg/L) × 排水量(m³/日) ÷1000

県の定める総量規制基準の例(化学的酸素要求量の7次基準 抜粋)(単位·mg/L)

	7111		C ila 1 s	五十~ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	11. T	37 1/2117	(+1±. mg/ b)
	整理					排水の発生時期	
	番号		業	種等の区分	S55. 6. 30 以前	S55. 7. 1 ∼H3. 6. 30	H3. 7. 1 以降
	2	畜産農業			100	7 0	7 0
\nearrow	\bigvee						
	44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方メートル以上の工場に限る。	3 0	3 0	3 0
			イ	日平均排水量400立方メートル未満の工場に限る。	4 0	4 0	4 0
$ \bigcirc $	\vee						
	232	整理番号2の 項から前項ま でに分類され ないもの	ア	し尿浄化槽(処理対象の人 員が200人以下のもの)、 社員食堂のちゅう房施設 等生活に伴う施設に係る もの	6 0	4 0	4 0
			イ	その他	2 0	2 0	2 0

2 総量規制基準見直しの概要

- 事業場の排出の実態を踏まえ見直しの検討を行った。
- なお、見直しの対象となる事業場については、個別に総量規制基準の遵守 可能性を確認し、必要に応じ見直し案の修正を行った。

3 総量規制基準(案)の概要

- 下表に示すように、**化学的酸素要求量については 17 の基準を、窒素含有量については 38 の基準を、りん含有量については 61 の基準を見直す案**を取りまとめた。
- なお、以上の見直しによる総量規制基準(案)については、事業者の排水 の実態等により、事業者が遵守可能なものであることを確認している。

表見直しの検討に係る総量規制基準の数

		-> 1X411-1/1 0 ///		
項目	基準総数 (A)	下限値に設定済 みの基準数 (B)	見直し検討対象 の基準数 (A-B)	見直しを行う 基準数
化学的酸素要求量	8 1 6	7 4 1	7 5	1 7 (2.1%)
窒素含有量	6 4 6	3 7 2	274	3 8 (5.9%)
りん含有量	6 1 2	294	3 1 8	6 1 (10.0%)

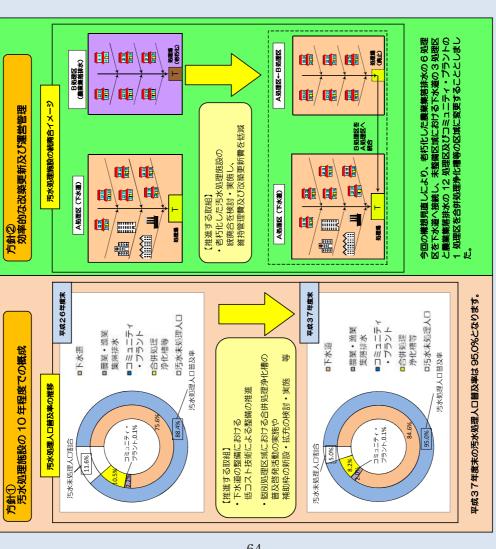
()は、総数に対する見直しを行う数の割合を示す。

構想の見直しについて

【策定方針】

方針① 汚水処理施設の10年程度での概成(本県では汚水処理人口普及率95%を概成とする)

効率的な改築更新及び運営管理 方針(2)



TEL:052-954-6531 [建設部下水道課] 愛知県 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 全県域汚水適正処理構想策定連絡会議構成部局

環境部資務循環推進課 農林水產部水產課 農林水產部農地計画課 建設部下水道課】 ホームページアドレス http://www.pref.aichi.jp/soshiki/gesuido/0000049447.html 【環境部水地盤環境課

Aichi-WAter Recovery Plan

全県域汚水適正処理構想



五条川

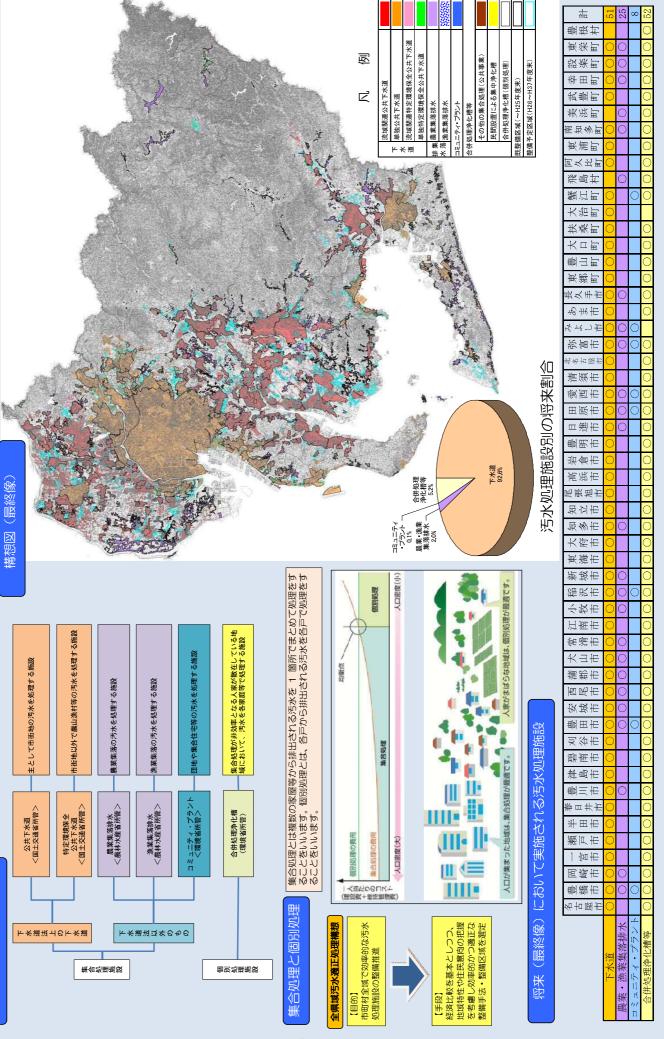
平成28年7月



账 知

全県域汚水適正処理構想

「全県域汚水適正処理構想」は、汚水処理施設の特性、経済性等を総合的に勘案し、県内市町村の作成する汚水適正処理構想を 踏まえた上で、愛知県が取りまとめる汚水処理施設の整備に関する総合的な構想です



水循環再生行動計画(第3次)イベントカレンダーの作成

1 イベントカレンダー作成の提案

各構成員が実施する、健全な水循環の再生に向けた取組みを一覧表にまとめたイベントカレンダーと昨年度の取組み実績イベントカレンダーの作成を提案します。 作成したイベントカレンダーは水循環再生地域協議会ホームページへ掲載します。 これにより、構成員相互の情報共有や取組みの連携・強化に繋がることを期待します。

後日、事務局より記入様式を送付します。

2 「水の日」と「水の週間」

水循環基本法(平成26年法律第16号)により、毎年8月1日は、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解や関心を深める日として「水の日」と定められました。同法により国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされ、また、8月1日を初日とする一週間は「水の週間」とされています。

尾張・西三河・東三河地域水循環再生地域協議会 イベントカレンダー

		平成29年度												
構成員	常設展示	4月	5月	6月	7月	8月 8/1 (水の日) 8/1~7 (水の週間)	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	評価 (構成員に る)
構成員A	パネル (○○館)						●○○Ⅲ Ω		4) ●○○での	 森林整備(11/	20)			*
構成員B			●00/11#	ミット(5/3)		●○○Ⅲ	 水性生物調査(*
構成員C					●00での	河川・海岸清排	』 扉(7 / 10)		 然環境調査(10 	/ 12) ●○○小学	校での環境学	型(12/15) 		
									7					





東三河地域水循環再生地域協議会設置要綱の改定

現

行

東三河地域水循環再生地域協議会設置要綱

(目的)

第1 東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・ 行政が連携・協働して健全な水循環を再生するため、東三河地域水循環再生地域 協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の行う協議・活動)

- 第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。
- (1) 水循環再生の推進に関する事項。
- (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
- (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
- (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

(構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体、市町村、国及び県の関係 機関で組織する

- 第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図る ため、協議会に座長を置く。
- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座 長の代理を務める。

(行動計画フォローアップチーム)

- 第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、 協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。
- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、 チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長を
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

(外部関係者の出席)

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴く ことができる。

(事務局)

第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境 課が代表する。

正

(目的)

第1 東三河地域における水環境の総合的な改善に向け、県民・事業者・民間団体・ 行政が連携・恊働して健全な水循環を再生するため、東三河地域水循環再生地域 協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

東三河地域水循環再生地域協議会設置要綱

(協議会の行う協議・活動)

- 第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、活動を行う。
 - (1) 水循環再生の推進に関する事項。
 - (2) 水循環再生地域行動計画の策定及び推進に関する事項。
 - (3) 水循環再生の取組の情報交換や調整に関する事項。
 - (4) その他水環境の総合的な改善に必要な事項。

改

(構成)

第3 協議会は、別表1に掲げる事業者・県民・民間団体、市町村、国及び県の関係 機関で組織する。

(運営)

- 第4 協議会各構成員の意見を中立的な立場から集約し、協議会の円滑な運営を図る ため、協議会に座長を置く。
- 2 座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集する。
- 4 座長の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 5 座長が協議会に出席できない場合は、座長が推薦した者がその協議会において座 長の代理を務める。

(行動計画フォローアップチーム)

- 第5 行動計画の進捗状況の点検・把握などを行い、取組の一層の推進を図るため、 協議会に行動計画フォローアップチームを設ける。
- 2 行動計画フォローアップチームは、別表2に掲げる者をもって構成するものとし、 チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、環境部水地盤環境課長を、サブリーダーは建設部河川課長を もって充てる。
- 4 行動計画フォローアップチームの会議は、チームリーダーが招集する。

(外部関係者の出席)

第6 座長は、協議会に際し必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴く ことができる。

(事務局)

第7 事務局は、環境部水地盤環境課及び建設部河川課で構成し、環境部水地盤環境 課が代表する。

現 行	改正案
附 則	附 則
この要綱は、平成19年1月26日から施行する。	この要綱は、平成19年1月26日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成22年2月8日から施行する。	この要綱は、平成22年2月8日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成25年2月7日から施行する。	この要綱は、平成25年2月7日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。	この要綱は、平成 26 年 1 月 29 日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。	この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
	附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

現 行 改 正 案

別表 1	東三河地域水循環再生地域協議会
------	-----------------

別表 1	果三河地域水循境再生地域協	設 工
区 分	所属	役職等
座長	豊橋技術科学大学	准教授 後藤尚弘
事業者・県民・民間団体	新城森林組合	組合長
	豊橋農業協同組合	組合長
	愛知東農業協同組合	組合長
	蒲郡漁業協同組合	組合長
	豊川上漁業協同組合	組合長
	豊橋商工会議所	専務理事
	豊川商工会議所	専務理事
	豊川総合用水土地改良区	理事長
	穂の国森づくりの会	事務局長
	朝倉川育水フォーラム	理事長
	豊橋市	市長
	豊川市	市長
	蒲郡市	市長
市町村	新城市	市長
(h+143	田原市	市長
	設楽町	町長
	東栄町	町長
	豊根村	村長
玉	中部地方環境事務所	環境対策課長
	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
	水資源機構中部支社	事業部長
	東三河総局	総局長
県	東三河総局新城設楽振興事務所	所長
	新城設楽農林水産事務所	所長
	東三河農林水産事務所	所長
	新城設楽建設事務所	所長
	東三河建設事務所	所長
	三河港務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長

別表 1 東三河地域水循環再生地域協議会

区 分	所展	役職等
座長	豊橋技術科学大学	准教授 後藤尚弘
	新城森林組合	組合長
	豊橋農業協同組合	組合長
	愛知東農業協同組合	組合長
	清郡漁業協同組合	組合長
事業者・県民・民間団体	豊川上漁業協同組合	組合長
下来有"州民"民间的1年	豊橋商工会議所	専務理事
	豊川商工会議所	専務理事
	豊川総合用水土地改良区	理事長
	穂の国森づくりの会	事務局長
	朝倉川育木フォーラム	理事長
	豊橋市	市長
	豊川市	市長
	蒲郡市	市長
市町村	新城市	市長
114 14.1	田原市	市長
	設楽町	町長
	東栄町	町長
	豊根村	村長
	中部地方環境事務所	総務課長
国	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
	水資源機構中部支社	事業部長
	東三河総局	総局長
	東三河総局新城設楽振興事務所	所長
	新城設楽農林水産事務所	所長
	東三河農林水産事務所	所長
県	新城設楽建設事務所	所長
퇐	東三河建設事務所	所長
	三河港務所	所長
	農林水産部	部長
	建設部	部長
	環境部	部長